

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2021 年 6 月 26 日

ヨシコン株式会社

株式会社 YCK

2021 年 6 月 26 日

吸収分割に関する事後開示書類

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目 4 番地の 12

ヨシコン株式会社

代表取締役社長 吉田 尚洋

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目 4 番地の 12

株式会社 YCK

代表取締役社長 大塚 達郎

ヨシコン株式会社（以下「ヨシコン」といいます。）と株式会社 YCK（以下「YCK」といいます。）は、2021 年 5 月 20 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、ヨシコンが、ヨシコンの営む設計監理に関する事業および建築工事請負に関する事業の権利義務を、ヨシコンの完全子会社である YCK に承継させる吸収分割を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、ヨシコンにおいては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、YCK においては同法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2021 年 6 月 26 日

2. ヨシコンにおける会社法第 784 条の 2 の規程による請求に係る手続きならびに同法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買い取り請求）の規定による手続きの経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過について

ヨシコンは新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

ヨシコンは、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021 年 5 月 21 日付で官報公告および電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. YCK における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続ならびに同法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

YCK は、略式吸収分割であるため、会社法第 796 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施し、また、YCK の唯一の株主は、吸収分割会社であるヨシコンです。したがって、本手続について該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

YCK は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 5 月 21 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に各別に催告をいたしましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により YCK がヨシコンから承継した重要な権利義務に関する事項

YCK は、効力発生日である 2021 年 6 月 26 日をもって、ヨシコンからヨシコンの営む設計監理に関する事業および建築工事請負に関する事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を承継しました。ヨシコンから承継した資産および負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額（概算） 565 百万円

承継負債額（概算） 435 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2021 年 6 月 26 日（予定）

6. その他重要な事項

該当する重要な事項はありません。

以上